各務原市特定家畜伝染病防疫現地対策本部設置要綱

（平成２２年６月３日決裁）

（設置）

第１条　各務原市における特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第３条の２第１項に規定する特定家畜伝染病をいう。以下同じ。）の発生の予防及びまん延の防止に係る対策の推進を目的として、各務原市特定家畜伝染病防疫現地対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　本部は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）特定家畜伝染病の防疫に関すること。

（２）関係機関との連絡及び調整に関すること。

（３）特定家畜伝染病に関する市民への啓発に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、本部が特定家畜伝染病の防疫等に関し必要と認めたこと。

（組織等）

第３条　本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、副市長をもって充てる。

３　本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

（会議）

第４条　本部長は、必要に応じて本部の会議を招集し、会議の議長となる。

（関係職員の出席）

第５条　本部長は、必要があると認めたときは、関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、各務原市産業活力部農政課において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和７年３月２７日決裁）抄

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

市長公室長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業活力部長
都市建設部長
水道部長
教育長
議会事務局長
消防長